

会員の皆様へ

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金のご案内

本支援金は、2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業主の皆様に対する経済支援を目的としており、給付要件等は以下のとおりです。

■給付対象者

①緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けている。

(業種や所在地を問わず給付対象となり得ます)

②2019年比または2020年比で、本年1月、2月または3月の**売上が50%以上減少**していること。

■給付額

中小法人等	上限 60 万円	個人事業者等	上限 30 万円
-------	-----------------	--------	-----------------

■申請方法

オンライン申請

■申請受付期間

令和**3**年**5**月**31**日(月)まで

■問合せ先

一時支援金事務局 TEL 0120-211-240 まで

※その他詳細は、下記のHPよりご確認ください。

■一時支援金事務局HP

<https://ichijishienkin.go.jp/>